

大潟村スポーツ・文化活動賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大潟村におけるスポーツ及び文化活動の振興並びに東北及び全国大会、世界大会等に出場・参加する個人及び団体の功績を称えることを目的としたスポーツ・文化活動賞賜金（以下「賞賜金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象大会等)

第2条 賞賜金の交付の対象となる大会、文化活動等（以下「対象大会等」という。）は、スポーツや文化活動の振興に寄与すると認められる大会、競技会、発表会等であって、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツにおける東北及び全国大会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会及び国民スポーツ大会等
- (2) スポーツにおける世界大会、前号に規定する団体が主催し又は共催する予選を経て出場する大会
- (3) 文化活動における全国規模及び世界規模の大会、コンクール、展覧会等
- (4) その他村長がスポーツ及び文化活動の振興に著しい寄与があると認める大会等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する大会等は対象から除く。

- (1) 親睦、交流を目的としたもの
- (2) 職業を対象としたもの

(交付の対象者)

第3条 賞賜金の交付対象者は、予選又は選考を経て対象大会等に出場・参加の資格を得た大潟村住民基本台帳に登録されかつ居住実態のある村民又は、村内に所在地又は主たる活動拠点を有し、団体種目に出場する組織とする。

2 前項にかかわらず、本村以外の市町村から同種の賞賜金が交付されている者は対象としない。

(賞賜金の種別及び額)

第4条 賞賜金は、次の額のとおりとする。

東北大会	15,000円
全国大会	30,000円
世界大会	100,000円

(交付の申請)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、様式第1号の申請書に関係書類を添付し、対象大会の出場する前までに村長に提出しなければならない。ただし、予選と対象大会等が連日開催される等、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(交付の決定)

第6条 村長は申請内容を審査し、適正と認めるとき様式第2号により交付を決定する。

(申請内容の変更及び取消し)

第7条 申請者に変更があった場合は速やかに様式第3号の変更・中止届を提出しなければならない。

2 虚偽申請が判明した場合は交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

(成績等の報告)

第8条 賞賜金交付決定者は、大会等終了後速やかに様式第4号の実績報告書を村長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、賞賜金の交付に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。